

「当座勘定規定」の改定について

長野信用金庫

2023年8月23日より当座勘定規定の改定を行います。

1. 対象となる主な預金規定等

- ・当座勘定規定（一般用）
- ・当座勘定規定（専用約束手形口用）

2. 主な改定内容

下表では、変更または追加される条項のみ記載しております。

<当座勘定規定（一般用）>

改定後	改定前
第10条（支払の範囲） 1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 2. <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> 3. <u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</u>	第10条（支払の範囲） 1. 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 2. 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

<当座勘定規定（専用約束手形口用）>

改定後	改定前
第10条（支払の範囲） 1. 呈示された手形が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 2. <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとします。</u> 3. <u>手形が金額の一部支払はしません。</u>	第10条（支払の範囲） 1. 呈示された手形が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 2. 手形が金額の一部支払はしません。